

港区立亀塚公園等の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と株式会社グリーバル（以下「乙」という。）は、令和2年4月1日付けで締結した「港区立亀塚公園等の管理運営に関する基本協定」（以下「原協定」という。）第50条に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第5条に次の1号を加える。

(26)古川さくら児童遊園

ア 所在地 港区白金一丁目2番4号

イ 施設概要 500.08平方メートル

2 原協定第20条を次のように改める。

（個人情報保護）

第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

3 原協定別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙のように改める。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号

港区

港区長 武井雅昭 ⑩

乙 港区芝一丁目12番7号

株式会社グリーバル

代表取締役 村木孝 ⑩